

自分のために みんなの安心 成年後見制度をご存知ですか？

「認知症のおばあさんを悪徳販売員から守りたい」
「知的障がいのあるわが子のために、私たちが亡くなった後も子どもの生活や財産管理を任せたい。」

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が自分に不利益な契約をしたり、悪徳商法などの被害にあわないよう、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって法律行為（権利・義務）を代行したり、不利益な契約を取り消すなど、「財産」や「権利」を保護し、支援していく制度です。

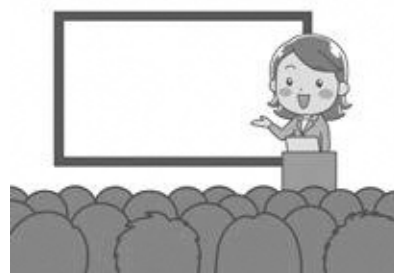
利用にあたっては、本人の支払い能力に応じて、申立費用や成年後見人等へ報酬の支払が必要となります。本人の思いを大切にしながら、一緒に考え、契約や手続き、財産管理のサポートを行っていく制度が「成年後見制度」です。

お困り際にはまずはお相談ください。

☎ 福祉課 ☎ 42-7691

平成30年度障害者理解を深めるための研修会

- 日時 … 平成31年1月19日（土）13：30～15：30（受付13：00～）
- 場所 … 滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが）大ホール（近江八幡市鷹飼町80-4）
- 対象 … 一般県民
- 定員 … 先着200人
- 内容 … （仮称）「災害による障害者の孤立を防ぐためにできること～人と地域のつながり～」
（1）障害者差別解消法の概要について
（2）災害時障害者等に対する対応・対策について～熊本地震での体験を通して～
講師：東 俊裕 氏（熊本学園大学教授・弁護士）
- 費用 … 無料
- 申込方法 … 下記連絡先までお問い合わせください。
- 問合せ … 滋賀県障害者社会参加推進センター
（事務局：（公財）滋賀県身体障害者福祉協会）
〒525-0072 草津市笠山八丁目5番130号
☎ 077-565-4832
FAX 077-564-7641
✉ info@kenshinkyo-shiga.com



電気の子メーターをご使用の皆さんへ

電気の子メーターの有効期限を確認しよう！！

電気の子メーターとは、貸しビル・アパート等で一括して電力会社に支払った電気料金を、各テナント等の電気の使用量に応じて配分するために用いる、電気計器のことです。

子メーターには、計量法で有効期限が定められています。有効期限は、電気計器前面の丸形ラベルで確認できます。

有効期限を過ぎた子メーターは取り換える必要がありますので、最寄りの電気工事店や修理事業者にご相談ください。

検定や基準適合検査を受けた正しい電気計器を使いましょう。



☎ 関西地区証明用電気計器対策委員会事務局 ☎ 06-6451-2355